

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）就労環境整備計画書チェックシート

事業主名	
------	--

【計画期間】 令和 年 月 1日～令和 年 月 日

※計画開始日は、最初に就労環境整備措置を導入する月の初日となります。（計画期間：3か月以上1年以内）

【計画書提出期間】 令和 年 月 1日～令和 年 月 1日

※提出期間は計画期間の初日から6か月前の日から1か月前の日までです。

※提出は企業単位となります。（雇用保険適用事業所単位ではありません。）

【提出書類】

チェック欄	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）就労環境整備計画書 （様式第a-1号）	●両面印刷して提出してください。 ※裏面注意書きをよく確認のうえご記入ください。
<input type="checkbox"/>	導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票 （様式第a-1号 別紙1）	
<input type="checkbox"/>	導入する「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国の休暇制度」及び「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の概要票 （様式第a-1号 別紙2）	
<input type="checkbox"/>	事業所における外国人労働者名簿 （様式第a-1号 別紙3）	
<input type="checkbox"/>	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）「見積額」算定書 （様式第a-1号別紙4）	
<input type="checkbox"/>	導入する就労環境整備措置に係る外部の機関又は専門家等が作成した見積書（写）（1社分まで可）	●見積書は、就労環境整備措置の導入・実施に要する費用の合計額その他、内訳が明確に記載されているものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	事業所確認票（様式第a-2号）	●申請事業所（通常は本社）を含む、全ての事業所を記入してください。
<input type="checkbox"/>	多言語化する予定の全ての就業規則等の社内規定（写）	●すでに社内規程として作成しているものを添付してください。 （労働条件通知書または雇用契約書については対象となる外国人労働者のうちいずれか1名分を提出してください。）
<input type="checkbox"/>	就労環境整備措置を新たに導入するにあたり変更する予定の労働協約または就業規則の案	●導入する就労環境整備措置が「苦情・相談体制の整備」または「一時帰国の休暇制度」の場合に限ります。
<input type="checkbox"/>	多言語化する予定の社内マニュアル・標識類等（写）	●導入する就労環境整備措置が「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の場合に限ります。（事業所内の標識類の多言語化の場合は、掲示等されている実物を撮影した写真。就労環境整備計画期間内に社内マニュアル・標識類等を新たに作成する場合は、外部機関等に見積書の作成を依頼する際に提示した仕様書（完成予定品が確認できるもの）等を提出してください。
<input type="checkbox"/>	事業主の全ての事業所における計画時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者である日本人労働者の離職理由等がわかる書類	●（離職票が交付されている場合）・・・離職証明書（写） ●（離職票が交付されていない場合） 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）及び 離職理由がわかる資料（写）（退職願、労働者名簿、通知書等）
<input type="checkbox"/>	事業所が社会保険の適用事業所であることが確認できる書類	●社会保険の加入要件を満たしている事業所の場合に提出してください。 社会保険料納入証明書（写）、社会保険料納入確認書（写）等
<input type="checkbox"/>	事業所の労働者が社会保険の被保険者であることが確認できる書類	●社会保険の加入要件を満たしている労働者の場合に提出してください。 賃金台帳（写）等社会保険料の支払いが分かる書類
<input type="checkbox"/>	多言語化が不要となる外国人労働者に係る申立書（計画申請時）（例示様式③）	●「就業規則等の社内規程の多言語化」「社内マニュアル・標識類等の多言語化」で多言語化を不要とする外国人労働者がいる場合に限ります。 多言語化が不要な外国人労働者全員分が必要です。

※他、必要に応じて参考書類等をご提出していただく場合があります。

【人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備コース）の主な支給要件】以下のすべての要件を満たす必要があります。

要 件
雇用保険適用事業主であること。
外国人雇用状況届出を適正に届け出ている事業主であること。
認定された就労環境整備計画に基づき、当該計画期間内に、「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の就労環境整備措置に加え、「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度」、「社内マニュアル・標識類等の多言語化」のいずれかの就労環境整備措置を新たに導入し、導入した就労環境整備措置を対象事業所における外国人労働者に対して実施した事業主であること。
過去に助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）を受給している事業主が、就労環境整備計画を提出する場合、助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の最後の支給決定日の翌日から起算して3年間が経過している事業主であること。
基準期間（就労環境整備計画期間の初日の前日から起算して6ヶ月前の日から助成金の支給申請書の提出日までの期間）に、事業主の全ての事業所において、雇用保険法第23条第2項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとなる離職理由（倒産や解雇など（事業主からの申出（支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1か月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けてないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するものによる離職を除きます。))により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、就労環境整備計画の提出日における雇用保険被保険者数で除して得た割合が6%を超える事業主でないこと（基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合はこの限りではありません。）。
就労環境整備計画期間の初日の前日から起算して6ヶ月前の日から就労環境整備計画期間の末日までの期間に事業主の全ての事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合（事業主からの申出（支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1か月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けてないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するものによる離職を除きます。）で解雇等（「解雇等」とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勸奨退職等を加えたものにあつて、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものです。）していない事業主であること。
外国人労働者離職率が10%以下となっている事業主であること。 ただし、就労環境整備計画期間の末日の翌日における雇用保険一般被保険者である外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、算定期間における雇用保険一般被保険者である外国人労働者離職者数が1人以下であること。また、就労環境整備計画提出日から評価時離職率算定期間末日まで継続して雇用されている外国人労働者が1人以上いること。
日本人労働者の「評価時離職率」が日本人労働者の「計画時離職率」を上回っていない事業主であること。
社会保険の適用事業所であること（社会保険の要件を満たす場合に限る）。また、対象事業所に雇用される労働者が社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす者に限る。）。
賃金要件を満たす場合の支給額の加算の適用を受ける場合は、「賃金要件」を満たす事業主であること。
雇用関係助成金第1共通要領の要件を満たす事業主であること。

※就労環境整備措置の対象となる「外国人労働者」とは、次のいずれにも該当する者です

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項に規定する外国人雇用状況届出の対象となる者であること。（在留資格「外交」、「公用」及び特別永住者は含まれませんのでご注意ください）
- ・事業主に直接雇用される者であつて、当該事業主と労働契約を締結していること。
- ・雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く）であること。
- ・社会保険の適用事業に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす者に限る。）

- この助成金は、予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、その他資料の原本などを確認することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。